

4 基準器検査

特定計量器の製造・修理の事業を行おうとする者や適正計量管理事業所の指定を受けようとする者は、その届出又は指定の条件として基準器検査に合格した基準器を備えなければなりません。基準器検査は、基準器の区分に従い経済産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所が実施しています。

令和6年度基準器検査実績

種 類	申請件数	検査個数	手数料(円)	備考
タクシメーター装置検査用基準器	1	1	13,400	
基準台手動はかり	0	0	0	
1 級 基 準 分 銅	2	28	0	
2 級 基 準 分 銅	0	0	0	
3 級 基 準 分 銅	2	32	218,800	
液体メーター用基準タンク	5	9	108,800	
合 計	10	70	341,000	

(参考) 基準器検査の有効期間(宮城県で行っている基準器検査)

種 類	有 効 期 間		
タクシメーター装置検査用基準器	-	4年	
基準台手動はかり	ひょう量が5t以下かつ目量又は感量が1/20,000以上のもの	3年	
1 級 基 準 分 銅	-	5年	
2 級 基 準 分 銅 3 級 基 準 分 銅	鋳鉄製又は軟鉄製	1年	
	上記以外のもの	5年	
液体メーター用基準タンク	全量が1,000L未満の水道メーター等用	ステンレス製	8年
		上記以外	5年
	全量が25L以下の燃料油メーター用	5年	